

第4章 基本理念の実現に向けた施策の展開

音更町では高齢者人口の増加が今後も進むことが見込まれ、地域社会における高齢者の役割はますます大きくなっていくものと思われます。また、認知症高齢者の増加も見込まれ、支援策の充実が求められています。さらに、少子高齢化が進み、町の財政状況の悪化などの厳しい社会経済環境の中で、多様なニーズに対応した施策を展開する必要があります。

各施策を展開するにあたっては、高齢者の知識・経験・活力等を活用した地域福祉を引き続き進めるとともに、高齢者団体などの活性化と効率的な運営の検討を進め、負担の公平性と持続的かつ安定的な福祉サービス提供の確保に努めます。また、第6期計画では団塊の世代などの新たな高齢者のニーズに対応した施策を検討します。

さらに、重点施策として、生活支援・介護予防サービスの体制整備と、認知症の人とその家族の支援および在宅医療・介護連携を進めます。

本計画で展開する各施策は次のとおりです。

施策の体系

課 題	基本方針	施策の方向	具体的な施策
【課題1】 健康で生きがいのある生活への支援	【方針1】 生きがい・健康づくりと介護予防事業の展開 ～いつまでも健康でいられるように～	①敬老事業の充実	高齢者顕彰の実施 ……………P38 百歳慶賀の実施
		②社会参加への支援	介護支援ボランティアポイント制度の実施 ……P38 老人クラブの育成 自主的グループサークル活動の支援 老人大運動会の実施 ひとり暮らし食交流会の実施 交通手段の確保 活動施設の活用 活動施設の整備 活動機会の創出 高齢者大学・大学院の実施 高齢者学級の実施 高齢者スポーツ学級の実施 世代間交流事業の実施 高齢者就労センターの充実
		③健康づくりの支援	広報活動の充実 ……………P39 健康手帳の利用促進 健康機器の貸出し 健康診査の実施 各種がん検診の実施 脳ドックの実施 骨粗しょう症検診の実施 学習機会の拡充 各種健康教室の実施 特定保健指導の実施 健康相談・栄養相談の充実 歯科健康教育の実施 歯周疾患検診の実施 保健師による家庭訪問の実施 栄養士による家庭訪問の実施 成人インフルエンザ予防接種の実施 高齢者肺炎球菌予防接種の実施
【課題2】 介護予防の重点的な展開		④介護予防の充実	介護予防知識の普及・啓発 ……………P40 ふまねっと事業 コミュニティ施設等の活用 スポーツ施設の利用 スポーツ活動機会の確保 新しい総合事業を研究検討実施するための協議体と生活支援コーディネーターの設置 介護予防・日常生活支援総合事業の実施 基本チェックリスト該当者の把握・管理 介護予防ケアマネジメントの実施 生きがいショートステイ 通所型介護予防教室『すまいる』の実施 転倒骨折予防教室の実施

第4章 基本理念の実現に向けた施策の展開

課 題	基本方針	施策の方向	具体的な施策
		<p>⑤介護予防給付サービスの充実</p>	<p>口腔機能向上教室『健口クラブ』の実施 栄養改善プログラムの実施 一般介護予防評価事業</p> <hr/> <p>介護予防認知症対応型通所介護 ……P41 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防通所介護 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防訪問介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与 介護予防特定福祉用具販売(福祉用具購入費の支給) 介護予防住宅改修費の支給</p>
<p>【課題3】 地域包括ケアシステムの構築</p>	<p>【方針2】 地域包括ケアシステムの 実現</p> <p>～要介護状態になっても在宅で生活できるように～</p>	<p>①相談体制の充実</p> <hr/> <p>②地域包括支援センターの機能の拡充</p>	<p>総合相談・支援の実施 ……P43 苦情対応窓口の充実 サービスの利用手続の支援 保健福祉ガイドの配布 介護サービス事業所一覧・ケアマネジャー事業所一覧の配布 パンフレット・町広報紙の活用 在宅介護支援センターの活用 居宅介護支援事業者との連携 住民組織・福祉団体等の協力促進 体験利用の促進 高齢者実態調査の実施</p> <hr/> <p>包括的・継続的マネジメントの支援 ……P44 地域包括支援センターの活用促進 地域ケア会議等による総合的な調整の実施</p>
<p>【課題4】 医療と介護の連携</p>		<p>③保健・医療・福祉・介護の連携体制の充実</p>	<p>地域ケア会議等連携体制の充実 ……P44 在宅医療・介護連携の推進</p>
<p>【課題5】 認知症高齢者の総合的支援体制</p>		<p>④認知症の人を支えるしくみの充実</p> <hr/> <p>⑤権利擁護の推進</p>	<p>認知症サポーターの養成 ……P45 認知症地域支援推進員の配置と体制整備 認知症初期集中支援チーム設置事業の実施 認知症ケアバス 徘徊高齢者の家族支援 認知症カフェ 徘徊高齢者等SOSネットワークシステムの運用</p> <hr/> <p>日常生活自立支援事業 ……P45 成年後見制度の利用促進支援 後見実施機関運営事業の実施</p>

第4章 基本理念の実現に向けた施策の展開

課題	基本方針	施策の方向	具体的な施策
			高齢者虐待防止ネットワーク ----- ⑥医療・介護人材の確保 看護師養成施設の支援 ……P46 夜間休日医療体制の確保 介護人材の育成・確保の支援策の検討
【課題6】 介護の質の向上と安定した制度運営	【方針3】 利用者の視点に立ったサービス提供の実現 ~必要なときに安心して質の高いサービスが受けられるように~	①介護保険以外の在宅福祉サービスの充実 ----- ②介護保険による在宅サービスの充実 ----- ③施設入所・入居型サービスの充実 ----- ④介護保険事業の適切な実施と運営	施設入浴サービス ……P47 訪問サービス 福祉用具貸与 日常生活用具の給付 寝具洗濯乾燥サービス 出張理髪サービス 食事サービス 移送サービス 除雪サービス ごみサポート収集事業 独居老人等友愛訪問 ----- 認知症対応型通所介護 ……P47 小規模多機能型居宅介護 通所介護 地域密着型通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 複合型サービス 居宅療養管理指導 福祉用具貸与 特定福祉用具販売(福祉用具購入費の支給) 住宅改修費の支給 ----- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ……P48 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(定員29人以下の特養) 介護老人保健施設(老人保健施設) 介護療養型医療施設 養護老人ホーム ケアハウス(軽費老人ホーム) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 特定施設入居者生活介護 ----- 介護保険事業等運営協議会の設置 ……P49 介護保険条例の制定 介護保険出前講座の実施 利用者負担の軽減措置

第4章 基本理念の実現に向けた施策の展開

課 題	基本方針	施策の方向	具体的な施策
			介護給付費適正化事業 介護相談員派遣事業の実施 庁内推進体制の確立
【課題7】 支え合う互助 のしくみづく り	【方針4】 住み慣れた暮らしを支え るしくみの実現 ～住み慣れた暮らしを地域 で支えるために～	①互助のしくみづくり	福祉学習の促進 ……………P51 福祉実践校の育成 福祉まつりの実施 ボランティア団体の育成 NPO法人等の福祉活動の参加促進
		②地域の多様な活動団体と の連携	社会福祉協議会との連携 ……………P51 地域住民との連携 地域交流サロン事業 施設の地域交流事業 共生型事業
		③家族介護者への支援	家族介護者支援事業 ……………P51 介護マークの普及
		④見守りネットワークづくり	地域見守りネットワークの確立 ……………P52 電話サービス(お元気コール)
【課題8】 高齢者が安 心できる生活 環境の実現	【方針5】 安心して暮らせる住まい とまちの実現 ～安心して快適に生活でき るように～	①いざというときに助け合 えるまちの実現	福祉電話の貸与 ……………P53 緊急通報システムの普及 孤立防止見守りネットワーク 災害時要援護者の把握及び支援 救急医療情報キットの配布 生活福祉資金貸付事業 歳末法外援護活動
		②居住環境の整備	技術的指導体制の確立 ……………P53 やさしい住宅改修費補助 ユニバーサルデザインを取り入れた公営住 宅の整備 高齢者向け優良賃貸住宅の家賃対策 高齢者向けサービス付き専用住宅の建築促 進 介護老人福祉施設【再掲】 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介 護【再掲】 養護老人ホーム【再掲】 ケアハウス(軽費老人ホーム)【再掲】 認知症対応型共同生活介護(認知症グルー プホーム)【再掲】 特定施設入居者生活介護【再掲】
		③生活環境の整備	道路・歩道の整備 ……………P54 公園・緑地等の整備 公共建築物の整備 公共施設標識の整備 交通安全施設等の整備 公共的建築物の整備促進

1 生きがい・健康づくりと介護予防事業の展開

～いつまでも健康でいられるように～

(1) 敬老事業の充実

事業	事業内容	第6期中整備方針	実施主体等
①高齢者顕彰の実施	80歳に到達した町民を対象に、高齢者顕彰を実施します。	継続実施	町
②百歳慶賀の実施	100歳の長寿を祝い、記念品、祝金などを贈呈します。	継続実施	町

(2) 社会参加への支援

事業	事業内容	第6期中整備方針	実施主体等
①介護支援ボランティアポイント制度事業の実施	高齢者の社会参加を促進し、介護予防にも役立ててもらうために、高齢者がボランティア活動を行った際にポイントを付与し、実績に応じてポイントを現金などに換金できる制度を構築します。	新規実施	町 社会福祉協議会
②老人クラブの育成	スポーツ、レクリエーション活動のほか、福祉・文化活動など、高齢者の社会参加を促進する老人クラブを育成し、自主的な組織体制の確立に努めます。	継続実施	町等
③自主的グループサークル活動の支援	高齢者の文化・スポーツなどを通じた社会参加を推進するため、グループサークルの活動を支援します。	継続実施	町
④老人大運動会の実施	高齢者がスポーツ・レクリエーションを通して健康で生きがいのある生活を送れるよう、高齢者の健康増進を図ります。	継続実施	町
⑤ひとり暮らし会食交流会の実施	70歳以上の単身高齢者を対象に、会食会を実施します。	継続実施	町
⑥交通手段の確保	高齢者等の交通手段を確保するため、市街地においてはコミュニティバス(ユニバーサルデザインを取り入れた専用車両の導入)を運行し、農村地域においてはスクールバスの混乗利用を実施するとともに、更に交通の利便性を高めるための方策などについて検討します。	継続実施	町
⑦活動施設の活用	地域のコミュニティを形成する核としてコミュニティセンターや地域会館などの有効的な活用を促進します。	継続実施	町
⑧活動施設の整備	地域のコミュニティを形成する核としてコミュニティセンターや地域会館などを計画的に整備します。	継続実施	町
⑨活動機会の創出	地域コミュニティ活動を推進するため、「潤いと思いやりの地域づくり事業」を実施します。	継続実施	町
⑩高齢者大学・大学院の実施	高齢者の社会参加を促進するため、生涯学習の観点に立った継続的な学習を推進します。	継続実施	町
⑪高齢者学級の実施	高齢者が生きがいのある充実した生活を送れるよう、人生の成熟期にふさわしい学級の開催に努めます。	継続実施	町
⑫高齢者スポーツ学級	高齢者がスポーツ・レクリエーションを通して健康で生きが	継続実施	町

第4章 基本理念の実現に向けた施策の展開

の実施	いのある生活を送れるよう、高齢者スポーツ学級の充実に努めます。		
⑬世代間交流事業の実施	地域の高齢者が他の世代と共に、体験的学習を通じて世代を越えた価値観を共有できる機会の充実に努めます。	検討中	町
⑭高齢者就労センターの充実	高齢者の豊かな知識、経験、能力を生かせる職種の拡大を図るとともに、楽しみながら気軽に就労できる環境づくりに努めます。	継続実施	社会福祉協議会

(3) 健康づくりの支援

事業	事業内容	第6期中整備方針	実施主体等
①広報活動の充実	町広報紙などを活用して健康に関する具体的な情報を提供し、町民一人ひとりの主体的、効果的な健康づくりを推進します。	継続実施	町
②健康手帳の利用促進	保健・医療情報の自己管理を進めるため、健康手帳の利用を促進します。	継続実施	町
③健康機器の貸出し	健康づくりに関する機器等の貸出しにより、健康づくりの向上に努めます。	継続実施	町
④健康診査の実施	特定健診、一般基本健診および後期高齢者健診を実施し、生活習慣病の予防を図ります。	継続実施	町
⑤各種がん検診の実施	胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん検診の同日実施や、子宮頸がん検診、乳がん検診の集団・個別検診を実施し、がんの早期発見に努めます。	継続実施	町
⑥脳ドックの実施	脳ドックを実施し、脳血管疾患の早期発見に努めます。	継続実施	町
⑦骨粗しょう症検診の実施	転倒骨折を予防するため、骨粗しょう症検診を実施し、骨粗しょう症の早期発見に努めます。	継続実施	町
⑧学習機会の拡充	健康づくり講座や依頼による健康教育などの健康に関する学習機会を拡充し、自らの健康づくりを支援します。	継続実施	町
⑨各種健康教室の実施	糖尿病、肥満、高脂血症、骨粗しょう症などの生活習慣病の境界域者に対し、運動・食生活に重点をおいた教室を実施します。また、高齢者向けの講座などにより、元気な高齢者の健康生活を支援します。	継続実施	町
⑩特定保健指導の実施	特定健診経過観察者(高血圧、高脂血症、高血糖)に生活習慣の改善を継続的に実施します。	継続実施	町
⑪健康相談・栄養相談の充実	健康相談などを通じて、健康の増進に関する正しい知識を普及します。	継続実施	町
⑫栄養相談の実施	必要に応じて栄養相談が受けられるよう、病態別栄養相談を実施します。		
⑬歯科健康教育の実施	歯周病予防など口腔衛生知識の普及を図り、80才で20本以上の歯を残せるように支援します。	継続実施	町
⑭歯周疾患検診の実施	う歯や歯周病を早期に発見するため、歯周疾患検診を実施します。	継続実施	町
⑮保健師による家庭訪	生活習慣病の予防や介護予防を推進するため、保健師に	継続実施	町

問の実施	よる家庭訪問を実施します。		
⑯栄養士による家庭訪問の実施	生活習慣病や高齢者の食生活を改善するため、栄養士による家庭訪問を実施します。	継続実施	町
⑰成人インフルエンザ予防接種の実施	インフルエンザの発病や重症化を予防するため、予防接種を実施します。	継続実施	町
⑱高齢者肺炎球菌予防接種の実施	肺炎球菌による肺炎の発病や重症化を予防するため、予防接種を実施します。	継続実施	町

(4) 介護予防の充実

事業	事業内容	第6期中整備方針	実施主体等
①介護予防知識の普及・啓発	健康教育、健康相談などで介護予防に関する知識などの情報の提供および啓発を図ります。また、健康手帳などを配布し、健康の記録や介護予防の情報の普及を図ります。	継続実施	町
②ふまねっと事業	高齢者の歩行機能の改善および認知症の予防などを図るため、「ふまねっと」を活用した運動により、高齢者の介護予防と健康増進に努めます。	継続実施	社会福祉協議会
③コミュニティ施設等の活用	利便性を考慮した保健活動を推進するため、地域のコミュニティ施設などを活用し、健康の保持・増進のために保健事業を実施します。	継続実施	町
④スポーツ施設の利用	各種スポーツ施設を活用し、生涯にわたる積極的な健康づくりを推進します。	継続実施	町
⑤スポーツ活動機会の確保	若い世代からの積極的な健康づくりを推進するため、町民各層に応じたスポーツの振興に努めます。	継続実施	町
⑥新しい総合事業を研究・検討・実施するための協議体と生活支援コーディネーターの設置	音更町に合った介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)を実施するために、医療・保健・福祉・介護・地域などの関係機関・団体などで構成する協議体を設置し研究検討を行うとともに、地域資源の開発とネットワーク化や高齢者のニーズと地域資源のマッチングを行う生活支援コーディネーターを配置します。	新規実施	町
⑦介護予防・日常生活支援総合事業の実施	予防給付の訪問介護サービスと通所介護サービスが新しい総合事業へ円滑に移行できるよう早急に準備を進め実施します。 ・訪問型サービスおよび通所型サービスの基準、運営規定、報酬等を定めます。 ・多様な団体・組織が訪問サービスや通所型サービスを展開できるよう支援します。	新規実施	町
⑧基本チェックリスト該当者の把握・管理	基本チェックリストの対象者を保健・医療・福祉などの関係部局と連携し、あらゆる機会を利用して把握し、介護予防事業に結びつけます。	継続実施	町
⑨介護予防ケアマネジメントの実施	①要支援1と要支援2の高齢者と、②特定高齢者のうち必要と認められる人に対し、個々の状態に応じた自己実現を目指す具体的目標を設定し、定期的評価を用いて、生活機能の維持・向上を目指します。	継続実施	町
⑩生きがいショートステイ	介護認定非該当者などを、養護老人ホームなどで一時的に養護し、利用者や家族の負担を軽減します。	継続実施	町

第4章 基本理念の実現に向けた施策の展開

⑪通所型介護予防教室『すまいる』の実施	生活機能低下が認められる特定高齢者や閉じこもりのため支援が必要と認められる高齢者に対し、介護予防プログラム(筋力アップ・口腔機能向上・閉じこもりや認知症予防など)を実施し、生活機能の維持・向上を図り、要介護状態への進行を予防します。	継続実施	町
⑫転倒骨折予防教室の実施	運動機能低下が認められる特定高齢者に対し、地域会館等を利用し、身近な場所で、個々の状態に合わせた運動機能訓練を実施し、運動機能の維持・向上を図るとともに、精神面の活発化を図ります。	継続実施	町
⑬口腔機能向上教室『健口クラブ』の実施	口腔機能低下が認められる特定高齢者に対し、個々の状態に合わせた口腔機能の訓練やブラッシング等の口腔ケアを実施し、口腔機能、生活機能の維持・向上を図ります。	継続実施	町
⑭栄養改善プログラムの実施	低栄養が認められる特定高齢者に対し、個々の状態に合わせた栄養改善の相談・指導を実施し、「食べる楽しみ」を持ちながら、低栄養を改善し、生活機能の維持・向上を図ります。	継続実施	町
⑮一般介護予防評価事業	介護保険事業計画の目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業の事業評価を行い、事業の実施方法の改善を図ります。	継続実施	町

(5) 介護予防給付サービスの充実

事業	事業内容	第6期中整備方針	実施主体等
①介護予防認知症対応型通所介護	特別養護老人ホームなどの施設が、認知症高齢者の日常生活上の世話、訓練等を行い、利用者の社会的孤立感の解消、介護者の負担軽減などを図ります。	継続実施	社会福祉法人等
②介護予防小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、要介護者の状態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで在宅生活の継続を支援します。	継続実施	社会福祉法人等
③介護予防通所介護	心身機能の維持・向上と介護者の負担軽減を図ります。	継続実施 ※H29から新しい総合事業に移行する予定	社会福祉法人等
④介護予防通所リハビリテーション	医学的管理のもと、心身機能の維持・向上を目指します。	継続実施	医療法人等
⑤介護予防短期入所生活介護	一時的に介護老人福祉施設で介護し、介護者の負担軽減などを図ります。	拡充実施 老朽化した特養の改築に併せ10床の増床を進めます。	社会福祉法人等
⑥介護予防短期入所療養介護	一時的に介護老人保健施設で介護し、介護者の負担軽減などを図ります。	継続実施	医療法人等
⑦介護予防訪問介護	介護福祉士などが自宅を訪問し、身体介護や生活援助などを行い、日常生活を支援します。	継続実施 ※H29から新しい総合事業に移行する予定	社会福祉法人等
⑧介護予防訪問看護	看護師などが自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。	継続実施	医療法人等

第4章 基本理念の実現に向けた施策の展開

⑨介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士などが自宅を訪問し、必要なリハビリテーションを行います。	継続実施	医療法人等
⑩介護予防居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師などが自宅を訪問し、必要な療養上の管理や指導を行います。	継続実施	医療法人等
⑪介護予防福祉用具貸与	特殊寝台や車椅子などを貸与します。	継続実施	民間事業者等
⑫特定福祉用具販売(福祉用具購入費の支給)	入浴や排せつに使用する福祉用具を販売します。なお、購入後の効果などについて評価する仕組みを検討します。	継続実施	民間事業者等
⑬住宅改修費の支給	自宅の段差解消、手すりの取付けなどの住宅改修費用を支給します。なお、改修後の効果などについて評価する仕組みを検討します。	継続実施	民間事業者等

2 地域包括ケアシステムの実現

～要介護状態になっても自宅で生活できるように～

(1) 相談体制の充実

事業	事業内容	第6期中整備方針	実施主体等
①総合相談・支援の実施	さまざまな高齢者や家族の相談に対し、制度や職域などにとらわれない総合的な支援を行うとともに、地域関係者のネットワークの構築、地域の高齢者の実態把握を行います。	継続実施	町
②苦情対応窓口の充実	介護サービスの内容や介護認定などに関する苦情に対応するため、地域包括支援センターに設置している相談窓口の周知を図り、住民の不安や不満の解消に努め、サービスの質的向上を支援します。	継続実施	町
③サービスの利用手続の支援	外出困難な高齢者などの利便を図るため、家庭訪問による各種サービスの利用手続きを支援します。(介護保険、一般高齢者施策など)	継続実施	町
④保健福祉ガイドの配布	保健、福祉、介護に関するサービス内容や高齢者個々の状態に応じて利用できるサービスメニューなどを掲載したガイドブックを作成・配布し、制度の周知を図ります。	継続実施	町
⑤介護サービス事業所一覧・ケアマネジャー事業所一覧の配布	介護サービス事業所・ケアマネジャー事業所の一覧を作成・配布し、利用者や家族が自らの意志でサービス提供事業所やケアマネジャー事業所を選択できるよう情報提供を積極的に行います。	継続実施	町
⑥パンフレット・町広報紙の活用	町広報紙などを活用し、保健、福祉、介護に関する制度の改正内容などの周知を図ります。	継続実施	町
⑦在宅介護支援センターの活用	在宅介護支援センターが把握した高齢者の情報を地域包括支援センターに集積し、的確なサービス利用への橋渡しを行うとともに、これらの窓口を通じて各種制度の周知を図ります。	継続実施	町
⑧居宅介護支援事業者との連携	必要なサービスの検討を行うため、居宅介護支援事業者が日常業務を通して把握している情報を必要に応じて地域包括支援センターへ集積します。	継続実施	町
⑨住民組織・福祉団体等の協力促進	民生委員、老人クラブ、身体障害者福祉協会、難病連、ボランティア、社会福祉協議会などの協力のもとに、各種サービスの啓発やニーズの早期把握に努めます。	継続実施	町
⑩体験利用の促進	デイサービスなどの体験利用を促進し、気軽にサービスが利用できる環境づくりを進めます。	継続実施	町
⑪高齢者実態調査の実施	計画策定や施策の点検、見直しなど高齢者の生活実態や介護ニーズの把握が必要な際には、適正な規模で実態調査を実施します。	継続実施	町

(2) 地域包括支援センターの機能の拡充

事業	事業内容	第6期中整備方針	実施主体等
①包括的・継続的マネジメントの支援	ケアマネジャーに対する日常的・継続的指導と支援困難事例等への指導・助言を行うとともに、ケアマネジャーが抱える処遇困難なケースや在宅介護支援センターが把握している介護予防必要者の対応について、関係者が一堂に会して多角的な視点で検討し、効果的なサービスのプランニングを行います。	継続実施	町
②地域包括支援センターの活用促進	在宅介護の相談や各種保健、福祉、介護サービスの利用などに関する地域の身近な対応窓口として地域包括支援センターの周知を図り、活用を促進します。	継続実施	町
③地域ケア会議等による総合的な調整の実施	保健・医療・福祉・介護・地域等の関係者などで構成する地域ケア会議等を開催し、保健、福祉、介護サービスの総合的な調整を図るとともに、効果的なサービスの利用を促進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議 ・個別ケア会議 ・在宅介護支援センター連絡会議 ・サービス利用検討会議 ・介護保険サービス事業所連絡会議 	拡充実施	町

(3) 保健・医療・福祉・介護の連携体制の充実

事業	事業内容	第6期中整備方針	実施主体等
①福祉団体・民間法人等との連携	福祉関係団体や企業、NPO法人などの自主的な福祉活動を支援するとともに、ボランティア組織活動の中心的役割を担う社会福祉協議会と連携し、人材の育成、掘り起こしなど地域福祉基盤の強化と組織のネットワーク化を促進します。	継続実施	町
②地域ケア会議等連携体制の充実	ケアマネジャーが抱える処遇困難なケースや在宅介護支援センターが把握している介護予防必要者の対応について、保健・医療・福祉・介護・地域等の関係者が一堂に会して多角的な視点で検討し、効果的なサービスのプランニングを行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・個別ケア会議 また、これらの関係者で構成する町レベルの地域ケア会議を設置し、保健・医療・福祉・介護サービスの総合的な調整を図るとともに、効果的なサービスの利用を促進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議 ・在宅介護支援センター連絡会議 ・サービス利用検討会議 ・介護保険サービス事業所連絡会議 	拡充実施	町
③在宅医療・介護連携の推進	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者等が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進します。	新規実施	町

(4) 認知症の人を支えるしくみの充実

事業	事業内容	第6期中整備方針	実施主体等
① 認知症サポーターの養成	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守るサポーターを養成し、認知症に関する正しい理解の普及・啓発を図ります。	継続実施	町
② 認知症地域支援推進員の配置と体制整備	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守ることができるよう、認知症地域支援推進員を配置し、認知症に関する不安やその症状などについての相談を受けるとともに、キャラバンメイト連絡会議やキャラバンメイトとの認知症サポーター養成講座、徘徊搜索模擬訓練などを実施します。(H24から実施)	継続実施	町
③ 認知症初期集中支援チーム設置事業の実施	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。 認知症になってもなかなか医療受診や介護サービスに結びつかない高齢者や家族のもとへ、医療・介護の専門職で構成されたチームが訪問し、認知症に関する様々な相談に対応します。	新規実施	町
④ 認知症ケアパス	認知症の人の生活機能障害の進行状況に合わせ、どのような医療・介護サービスを受けることができるのかをあらかじめ標準的に決めておく「認知症ケアパス」を普及します。	新規実施	町
⑤ 徘徊高齢者の家族支援	携帯用端末機を貸与し、人工衛星と携帯端末の電波により徘徊高齢者を発見する位置情報提供サービスを提供します。	継続実施	町
⑥ 認知症カフェ	認知症の人の家族の介護負担の軽減などを図るため、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集う(仮称)認知症カフェを開設します。	新規実施	町
⑦ 徘徊高齢者等SOSネットワークシステムの運用	徘徊の恐れのある認知症高齢者や障がい者の情報を事前に登録し、行方不明者が発生した場合には、搜索に協力していただける人に搜索情報をメールやFAXで配信し、早期発見と保護に努めるためのシステムを運用します。	継続実施	町

(5) 権利擁護の推進

事業	事業内容	第6期中整備方針	実施主体等
①日常生活自立支援事業	高齢や障がいにより日常生活を営むのに支障のある在宅生活の人に対し、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類などの預かりサービスを実施します。	継続実施	社会福祉協議会
②成年後見制度の利用促進支援（地域支援事業・任意事業）	認知症高齢者など判断能力が不十分な人の権利を守るため、成年後見制度の利用を促進します。 ・制度の普及啓発、個別相談会の開催 ・専門相談員の配置 ・後見人等の選任支援 ・市民後見人の育成および活動支援	拡充実施	町
③後見実施機関運営事業の実施	見守りを含め、高齢者と障がい者の区分をしない権利擁護体制の確立や申立手続きの支援など、一貫した支援を行うことができる体制を構築します。	新規実施	町 社会福祉協議会
④高齢者虐待防止ネットワーク	高齢者の虐待の防止および早期対応を図るため、普及啓発事業、相談事業などを実施するとともに、高齢者虐待ネットワーク関係機関と連携し、高齢者およびその家族などが安心して生活できるよう支援します。	継続実施	町

(6) 医療・介護人材の確保

事業	事業内容	第6期中整備方針	実施主体等
①看護師養成施設の支援	看護師の養成に対応するため、帯広高等看護学院の運営を支援します。	継続実施	一部事務組合
②夜間休日医療体制の確保	医療機関の協力のもとに夜間・休日などの救急医療体制を確保します。	継続実施	町 医療機関
③介護人材の育成・確保の支援策の検討	社会福祉法人などと協働して、介護職員初任者研修などを実施し、地域における福祉人材の確保を目指します。また、介護職員に必要な医療知識や制度に対する理解などの研修を実施し、福祉人材の質の向上を図ります。	新規実施	社会福祉協議会 大学等

3 利用者の視点に立ったサービス提供の実現

～必要なときに安心して質の高いサービスが受けられるように～

(1) 介護保険以外の在宅福祉サービスの充実

事業	事業内容	第6期中整備方針	実施主体等
①施設入浴サービス	要介護者を対象に、施設において入浴サービスを提供します。	継続実施	町 社会福祉法人
②訪問サービス	介護認定非該当者などの中で、身体状況などにより買物や掃除などの援助が必要な高齢者に対し、家事援助を行うことで自立した日常生活を継続できるよう支援します。	継続実施	町
③福祉用具貸与	要介護認定非該当者や介護保険施設利用者が一時帰宅などをした際に、特殊寝台や車椅子などを短期間貸与します。	継続実施	町
④日常生活用具の給付	要介護者の身体状況や家庭の状況に応じ、電磁調理器などを給付します。	継続実施	町
⑤寝具洗濯乾燥サービス	寝たきり高齢者の保健衛生に配慮した生活を支援するため、寝具洗濯乾燥サービスを提供します。	継続実施	町
⑥出張理髪サービス	寝たきり高齢者が少しでも快適な生活が送れるよう、理容院などの協力により、出張理髪サービスを提供します。	継続実施	町
⑦食事サービス	食事をつくるのが困難な高齢者世帯などに対し、食事を提供します。	継続実施	社会福祉協議会等
⑧移送サービス	身体の状況などにより、通院手段の確保が困難な高齢者などを医療機関へ送迎します。	継続実施	町 社会福祉協議会
⑨除雪サービス	除雪が困難な高齢者のみ世帯などに対し、除雪サービスを提供します。	継続実施	町
⑩ごみサポート収集事業の実施	自ら家庭ごみを収集場所まで運ぶことが困難で、親族や近隣住民などの協力を得ることが困難な場合に、直接自宅を訪問し玄関先などから収集します。	継続実施	町
⑪独居老人等友愛訪問	単身高齢者の孤独感、疎外感などを緩和するため、老人クラブの友愛訪問を実施します。	継続実施	老人クラブ

(2) 介護保険による在宅サービスの充実

事業	事業内容	第6期中整備方針	実施主体等
①認知症対応型通所介護	特別養護老人ホームなどの施設が、認知症高齢者の日常生活上の世話、訓練などを行い、利用者の社会的孤立感の解消、介護者の負担軽減などを図ります。	継続実施	社会福祉法人等
②小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、要介護者の状態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせることで在宅生活の継続を支援します。	継続実施	社会福祉法人等

第4章 基本理念の実現に向けた施策の展開

③通所介護	心身機能の維持・向上と介護者の負担軽減を図ります。	継続実施	社会福祉法人等
④地域密着型通所介護	心身機能の維持・向上と介護者の負担軽減を図ります。*介護保険法の改正に伴い、小規模な通所介護事業所(利用定員18人以下)を地域密着型通所介護に移行(移行時期:平成28年4月)	新規実施	民間事業者
⑤通所リハビリテーション	医学的管理のもと、心身機能の維持・向上を目指します。	継続実施	医療法人等
⑥短期入所生活介護	一時的に介護老人福祉施設で介護し、介護者の負担軽減などを図ります。	拡充実施 老朽化した特養の改築に併せ10床の増床を進めます。	社会福祉法人等
⑦短期入所療養介護	一時的に介護老人保健施設で介護し、介護者の負担軽減などを図ります。	継続実施	医療法人等
⑧訪問介護	介護福祉士などが自宅を訪問し、身体介護や生活援助などを行い、日常生活を支援します。	継続実施	社会福祉法人等
⑨訪問入浴介護	自宅に浴槽を搬入し、入浴の介護を行い、清潔保持や心身機能の維持などを図ります。	継続実施	社会福祉法人等
⑩訪問看護	看護師などが自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。	継続実施	医療法人等
⑪訪問リハビリテーション	理学療法士などが自宅を訪問し、必要なリハビリテーションを行います。	継続実施	医療法人等
⑫定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1日複数回の定期的な訪問と要請に応じて24時間対応での随時訪問がセットになっています。介護が必要になっても、住み慣れた家庭でできる限り生活ができるようサービスの導入を検討します。	新規実施	医療法人等
⑬複合型サービス	「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」の組み合わせで提供されるサービスです。介護が必要になっても、住み慣れた家庭でできる限り生活ができるようサービスの導入を検討します。	新規実施	医療法人等
⑭居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師などが自宅を訪問し、必要な療養上の管理や指導を行います。	継続実施	医療法人等
⑮福祉用具貸与	特殊寝台や車椅子などを貸与します。	継続実施	民間事業者等
⑯特定福祉用具販売(福祉用具購入費の支給)	入浴や排せつに使用する福祉用具を販売します。なお、購入後の効果などについて評価するしくみを検討します。	継続実施	民間事業者等
⑰住宅改修費の支給	自宅の段差解消、手すりの取付けなどの住宅改修費用を支給します。なお、改修後の効果などについて評価するしくみを検討します。	継続実施	民間事業者等

(3) 施設等への入所・入居型サービスの充実

事業	事業内容	第6期中整備方針	実施主体等
①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	要介護認定者が入所し、日常生活の支援や機能訓練などを受けます。	拡充実施 老朽化した特養の改築に併せて、20床の増床を図ります。併せて個室化を進めます。	社会福祉法人
②地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(定員29人以下の特別養護老人ホーム)	要介護認定者が入所し、日常生活の支援や機能訓練などを受けます。	拡充実施 定員29人の施設1か所の新設を進めます。	社会福祉法人等
③介護老人保健施設(老人保健施設)	要介護認定者が入所し、医学的管理下における介護、機能訓練、日常生活の支援などを受けます。	継続実施	医療法人等
④介護療養型医療施設	要介護認定者が入院し、療養上の管理、看護や医学的管理下における介護、機能訓練などの医療サービスを受けます。	継続実施	医療法人等
⑤養護老人ホーム	65歳以上の高齢者が社会的、経済的理由から自宅での生活が困難になった場合に入所し、日常生活上の支援を受けます。	拡充実施 老朽化した施設の改築に併せ、個室化を進めます。	社会福祉法人等
⑥ケアハウス(軽費老人ホーム)	60歳以上の方が家庭環境や住宅事情などにより、自宅での生活が困難になった場合に入所し、日常生活上の支援を受けます。	拡充実施 老朽化した施設の改築に併せ、ケアハウスの整備を進めます。	社会福祉法人等
⑦認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者を定員5～9人の共同生活住居で、家庭的な雰囲気の中で介護を行い、認知症の進行を緩和します。	継続実施	社会福祉法人等
⑧特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどの特定施設に入居している人に、日常生活上の支援や介護サービスを提供します。	拡充実施 定員30人の施設1か所の新設を進めます。	社会福祉法人等

(4) 介護保険事業の適切な実施と円滑な運営

事業	事業内容	第6期中整備方針	実施主体等
①介護保険事業等運営協議会の設置	高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画の策定・見直しや事業の円滑な運営を図るため、保健、医療、福祉の関係者、公募委員および識見者からなる介護保険事業等運営協議会を設置します。	継続実施	町
②介護保険条例の制定	介護保険の基本理念や町、事業者および町民の責務、施策を明らかにした介護保険条例を制定します。	継続実施	町
③介護保険出前講座の実施	介護保険制度に対する町民の理解を深めるため、必要に応じて出前講座を実施します。	継続実施	町
④利用者負担の軽減措置	低所得者の利用者負担額を軽減し、サービスの利用の促進を図ります。	継続実施	町
⑤介護給付費適正化事業	国民健康保険団体連合会の介護給付費適正化システムを活用し、介護給付などの適正化を推進するとともに、介護サービス計画の点検を行い、不適正な計画の修正、介護支援専門員への指導を実施します。	継続実施	町
⑥介護相談員派遣事業の実施	介護相談員を介護サービス事業所などに派遣し、サービス利用者などとサービス提供事業者や関係機関への橋渡しを行い、苦情申立に至る前に問題を解決できるよう支援します(25年7月から事業開始)。	継続実施	町
⑦庁内推進体制の確立	高齢者保健福祉施策や介護保険事業の進捗状況を把握し、次期計画の策定に向けた施策の見直しや新たな施策の展開を検討するため、庁内の関係課長などで構成する高齢化対策検討委員会および副町長、部長などで構成する高齢化対策推進会議を設置し、総合的な推進体制を確立します。	継続実施	町

4 住み慣れた暮らしを支えるしくみの実現

～住み慣れた暮らしを地域で支えるために～

(1) 互助のしくみづくり

事業	事業内容	第6期中整備方針	実施主体等
①福祉学習の促進	生涯学習やボランティアスクールなど福祉学習機会の拡充を図るとともに、将来を担う青少年の福祉意識の醸成に努めます。	継続実施	町 社会福祉協議会
②福祉実践校の育成	青少年の福祉に関する理解と関心を高めるため、福祉実践校の育成を図り、学校教育を通じて福祉の実践、体験学習を促進します。	継続実施	町 社会福祉協議会
③福祉まつりの実施	ノーマライゼーションの理念を普及するため、町民や福祉関係者が一堂に会し、福祉に関する研修・交流などを深める機会として、福祉まつりを実施します。	継続実施	社会福祉協議会
④ボランティア団体の育成	地域福祉の推進を図るため、地域に根ざしたボランティア団体の育成を促進します。	継続実施	社会福祉協議会
⑤NPO法人等の福祉活動の参加促進	NPO法人などが福祉活動に参入しやすい環境の醸成に努めます。	継続実施	町 民間事業者

(2) 地域の多様な活動団体との連携

事業	事業内容	第6期中整備方針	実施主体等
①社会福祉協議会との連携	地域福祉活動の中心的役割を担う社会福祉協議会が自主的な活動を積極的に展開できるよう、財政的な支援と連携の強化を図ります。	拡充実施	町 社会福祉協議会
②地域住民との連携	福祉活動に取り組む地区、地域組織を支援し、日常的なふれあいを通じたきめ細かな地域福祉の実現に努めます。	継続実施	町 社会福祉協議会
③地域交流サロン事業	地域の高齢者などの「生きがいづくり」「健康づくり」を目的に開催されている地域交流サロンの普及のために広報活動や相談支援、講座の開催など、普及・推進に努めます。	継続実施	社会福祉協議会
④施設の地域交流事業	特別養護老人ホームやデイサービスなどの施設を開放し、地域との交流を深めることにより、施設と地域住民との結びつきを強めます。	継続実施	社会福祉法人等
⑤共生型事業	高齢者、障がい者、子どもなどが共に交流できるスペースを整備し、地域における「支え合い」の拠点づくりを推進します。	継続実施	町 民間事業者等

(3) 家族介護者の支援

事業	事業内容	第6期中整備方針	実施主体等
①家族介護者支援事業	重度の要介護認定者を介護している家族の労苦をねぎらい、在宅介護を支援します。 ・家族介護慰労金の支給 ・家族介護用品(紙おむつ、尿取りパット等)の支給 ・家族介護者交流事業の実施	継続実施	町 社会福祉協議会
②介護マークの普及	他の人から見ると、介護していることがわかりにくいいため、誤解や偏見を受けることが多い認知症を介護する人の精神的負担を軽減するため、介護マークの普及に努めます。	継続実施	町

(4) 見守りネットワークづくり

事業	事業内容	第6期中整備方針	実施主体等
①地域見守りネットワークの確立	高齢者が安心して暮らせるよう、高齢者の孤立死や高齢者虐待の防止、権利擁護、認知症高齢者の支援などについて、地域住民・関係機関と連携して地域全体で高齢者を支えるネットワークを構築します。 ・SOSネットワーク ・虐待防止ネットワーク	拡充実施 小地域での見守り ・安否確認ネットワークの拡充を図ります。	町
②電話サービス(お元気コール)	単身高齢者の孤独感や疎外感などの緩和と安否確認のため、電話サービスを実施します。	継続実施	町

5 安心して暮らせる住まいとまちの実現

～安心して快適に生活できるように～

(1) いざというときに助け合えるまちの実現

事業	事業内容	第6期中整備方針	実施主体等
①福祉電話の貸与	電話がない低所得単身高齢者の安否確認と孤独感の解消を図るため、福祉電話を貸与します。	継続実施	町
②緊急通報システムの普及	単身高齢者の不安解消と緊急時の早期対応を図るため、緊急通報装置を設置・貸与します。	継続実施	町
③孤立死防止見守りネットワーク	高齢者や障がい者などすべての住民が、地域から孤立することなく、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、異変を早期に把握し、孤立死を防止するために、地域全体で見守るネットワークを構築します。	新規実施	町
④災害時要援護者の把握および支援	高齢者のみ世帯や重度の障がい者などが、災害時において地域の中で支援が受けられるようにするため、要援護者を登録し、安心して暮らすことができる地域づくりの推進を図ります。	継続実施	町
⑤救急医療情報キットの配布	病気や災害時に、迅速に救急医療活動が受けられるよう、ひとり暮らしの高齢者や障がい者に「救急医療情報キット」を配布し、適切な救急医療活動に活用します。	継続実施	町
⑥生活福祉資金貸付事業	高齢者、障がい者、低所得者に対し、貸付けを実施し、その世帯の自立を支援します。	継続実施	社会福祉協議会
⑦歳末法外援護活動	生活困窮の状態にある世帯の冬期間に増高する生活費の一部を支援し、福祉の増進を図ります。	継続実施	町

(2) 居住環境の整備

事業	事業内容	第6期中整備方針	実施主体等
①技術的指導体制の確立	保健・福祉・建築の職員がチームを編成し、住宅改善の専門的な指導を実施します。	継続実施	町
②やさしい住宅改修費補助	超高齢社会において誰もが安全で安心して暮らせる住宅を確保するため、段差解消、手すりの設置など(介護保険法や障害者自立支援法などで支給を受けることができる工事を除きます。)の住宅改修費用の一部を補助します。	継続実施	町
③ユニバーサルデザインを取り入れた公営住宅の整備	高齢者や障がい者の生活実態に配慮したユニバーサルデザインを取り入れた公営住宅を整備します。	継続実施	町
④高齢者向け優良賃貸住宅の家賃対策	高齢者向け優良賃貸住宅12戸に対し、家賃の一部を補助します。	継続実施	町
⑤高齢者向けサービス付き専用住宅の建築促進	高齢者向けサービス付き専用住宅の建築を促進します。	継続実施	民間事業者等

第4章 基本理念の実現に向けた施策の展開

⑥介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)【再掲】	要介護認定者が入所し、日常生活の支援や機能訓練などを受けます。	拡充実施 老朽化した特養の改築に併せて20床の増床を図ります。併せてユニット化を進めます。	社会福祉法人
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(定員29人以下の特別養護老人ホーム)【再掲】	要介護認定者が入所し、日常生活の支援や機能訓練などを受けます。	拡充実施 定員29人の施設1か所の新設を進めます。	社会福祉法人
⑧養護老人ホーム【再掲】	65歳以上の高齢者が社会的、経済的理由から自宅での生活が困難になった場合に入所し、日常生活上の支援を受けます。	拡充実施 老朽化した施設の改築に併せ個室化を進めます。	町
⑨ケアハウス(軽費老人ホーム)【再掲】	60歳以上の方が家庭環境や住宅事情などにより、自宅での生活が困難になった場合に入所し、日常生活上の支援を受けます。	拡充実施 老朽化した施設の改築に併せ、ケアハウスの整備を進めます。	社会福祉法人
⑩認知症対応型共同生活介護(認知症グループホーム)【再掲】	認知症高齢者を定員5~9人の共同生活住居で、家庭的な雰囲気の中で介護を行い、認知症の進行を緩和します。	継続実施	町
⑪特定施設入居者生活介護【再掲】	有料老人ホームなどの特定施設に入居している人に、日常生活上の支援や介護サービスを提供します。	拡充実施 定員30人の施設1か所の新設を進めます。	社会福祉法人等

(3) 生活環境の整備

事業	事業内容	第6期中整備方針	実施主体等
①道路・歩道の整備	高齢者や障がい者が安全で快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインを取り入れた道路・歩道の整備を推進します。	継続実施	町
②公園・緑地等の整備	高齢者や障がい者が安全で快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインを取り入れた公園・緑地の整備を推進します。	継続実施	町
③公共建築物の整備	公共建築物の建設に当たっては、高齢者や障がい者が安全で快適に利用できる施設づくりを推進するとともに、既存施設の現状把握を行い、構造、設備などの改善に努めます。	継続実施	町
④公共施設標識の整備	誰もが容易に公共施設の所在が理解できるよう、わかりやすさと景観に配慮した公共施設標識の整備を推進します。	継続実施	町
⑤交通安全施設等の整備	高齢者や障がい者を交通事故から守るため、ユニバーサルデザインを取り入れた信号機、標識、防護柵、歩道などの整備を推進します。	継続実施	町
⑥公共的建築物の整備促進	商店、金融機関など公共的建築物の建設に当たっては、高齢者や障がい者に配慮した整備を推進します。	継続実施	町 民間事業者